

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和4年9月7日（水）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから9月7日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前を調べてから質問のほう、お願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

では、ハセガワさん、お願いします。

○記者 NHKのハセガワです。

今日の議題の2で審査の進め方について、会合の頻度を増やすなど、頻度を高めるなど示されたかと思うのですが、大きな変化は見込めないというような発言もありましたけれども、改めて効果はどのようになるというふうにお考えですか。

○更田委員長 委員会の中でも発言をしましたがけれども、審査会合にしても、今までその頻度を絞ってきたわけではないですし、時間もある意味制限を設けてきたわけではないので、何て言いますかね、より気軽にという言葉はふさわしくないかもしれないけど、ちょっとした確認であっても審査会合をとという点で双方で、申請する側、それから私たちの双方でもっと持つようにという意識的なものは進められると思いますけれども、それによって格段にいわゆる効率化、あるいは申請者が望んでいるような審査期間の短縮が望めるというものではないと思っています。

それから、今日取りまとめたものというのは、その審査会合をもっと弾力的に運用しようであるとか、言ったことをちゃんと文書化して伝えようと、あるいは相手に伝わっているかどうかを確認しようといったものではあるのですが、さらにもっと本当にその効率化を望むのであれば、今日委員会でも言いましたけれども、私たちが申請者に何を求めているのかというのをもっときちんとまとめないと駄目だろうと思っています。というのは、申請者のほうからすれば、何がどれだけ求められているのかというのが一番知りたいところではあって、そのために準備を進めるわけですがけれども、その際に、やるやらないは別として、もうちょっと、何て言いますかね、柔軟な議論をやれないといけなくて、例えば、もちろん申請者の OWN RISK（own risk）ではあるのだけど、無駄になっても構わないから、これだけやっておけば十二分なのだというような水準をある程度議論したいとかというのはあってしかるべきだと思っています。今は、もちろん審査に入って詳細な議論を進めないと、何がどこまで必要というのはなかなか定まらない部分はあるのですが、それにしても申請者によっては、多少無駄な投資になって

でも、余計な材料をそろえてでも、早く結論にたどり着きたいと思っている事業者はいるはずなので、規制委員会が望んでいるもの、申請者に望んでいるものについて整理を、簡単ではないんですけど整理をしないと、なかなか効果が出ないようには思っています。

- 記者 申請者に対して望んでいるものというのは、各個別のその審査においてということなのか、それとも大きく広くその全事業者に対してのということですか。
- 更田委員長 本当は個別でないと、なかなかこれも効果が上がらないだろうと思っていて。例えば、その配管であるとかポンプであるとか回転機械に関して、これだけのものが立証されていけば、その性能は証明できるよというようなことは、もうお互いに蓄積もあるし、事業者はよく分かっているわけですね。一方、断層の活動性となったときには、何をどれだけ調べていいのかわからないから、やっぱりこれで十分だろうで臨んで、議論してみたら足りないとなって、新たな材料をとると、そこで時間がものすごくかかるわけなんですけど、簡単ではない。審査する側だって、詳しい説明を聞かないと、それで足りているか足りていないかわからないわけだけど、ただし無駄になることを覚悟の上で、いっぱいボーリングなりトレンチなりして臨んだケースと、そうでないケースとでは、やっぱり審査の展開が違ってくるので、難しい議論ではあるけれども、やはりどこをどれくらい望むのか、あるいはさらに審査期間の短縮を望むのであれば、こういうことをというようなことを規制委員会側がまとめられるかどうかというのは、なかなか鍵になるように思います。
- 記者 議論の中でもあったのですが、自然ハザードとかちょっと関連するかもしれないのですが、立証を進める上での指導であったりサジェスション、提案であったりという、そこまでするのかと。ちょっと規制がやることなのかどうかというふうな話ありましたが、御自身としてのお考えを伺えますでしょうか。
- 更田委員長 まず、基本的にその指導のような姿勢が、審査のプロセスに入るかどうかというのは、規制当局の姿勢として大きなポイントだと思っています。今まで私は一貫して、国会でもお答えしてきたし、お話をしてきましたけど、事業推進に関わることについて、私たちは指導する立場ではない。これをちゃんとやっておかないと、トラブルが起きて止まっちゃうじゃないかって、そんなことについて指導するのは規制当局の役割ではないと。

ただし、より高い安全なり、しっかりしたハザードに対する備えを立証していく上で、どういう方法論がという指導は微妙なところだと思っています。シビアアクシデント対策では、実際にこういう対策をとって見たらどうだろうという議論は、私たちと事業者との間でやっていますし、ですから、より高い安全性を導き出すためには、指導ではないけど、あくまで我々はこういうのがよいのではないかという提案はしています。だから、それが同様に、断層の活動性といったようなことについて、どう臨むべきかというところは、今まで議論もそれほどしていませんし、今までの局面では、こういう立証方法があるんじゃないかというようなくらいのことは、審査によっては審査チームのほう

から発話されている例もありますけども、それがどこまでというのはケース・バイ・ケースの議論ではあるのかもしれないけど、特に断層の活動性については、どういう姿勢で我々が望むのかというのは、割と基礎的な議論ではあるけれども、新体制の下で改めて議論されてはどうかというふうには思います。

○司会 それではイワイさん、お願いします。

○記者 日経新聞のイワイです。私も議題2についてお伺いします。

これも定例委員会が出た話ではありますけど、審査効率化に関して事業者さんに対して求めること、改めてお願いできますでしょうか。

○更田委員長 それを整理してみたらどうかというのが話なのですが、私の考えを聞いている、それとも委員会の。委員会の見解がまだ出ていないわけですよ。議論しているわけじゃないから。私の見解というのであれば、ぱっと浮かぶのは二つ。

一つは、十分な技術的能力を持った人員をそろえること。特に地震や津波や火山について、規制側と議論できる人材を自前で抱えること。でも、それがなかなか難しいから、様々な協力を仰いでいて、例えば電中研から人に来てもらってとか、いろんなケースがあるわけだけど、本来は本当に効率化するのであれば、自社に地震の専門家、津波、火山について議論できる要員を十分にそろえるということが大変重要だと思っています。ただ、事業者にしてみると、従来の規制でいうと、地震に関する議論だとか津波に関する議論というのは一過性の議論だったので、ずっとその専門家を自社に抱える動機づけができていないところもあって、なかなかそれができていなかった歴史があるので、いわゆるこの10年で、自社で地震、津波といっても専門家とか、専門的能力を持った者というのは、そう簡単に育成できませんので、そこはまだまだ足りていないところなのだろうと思います。

それから、もう一つは、この10年で割と独特なのは、審査期間の短縮というか迅速化を望む声は非常に強いんだけど、一方で要求水準に対する希望は一切聞かれないのですよね。要求水準を下げてくださいとか、これは過剰な要求であるとかって。よほどそちらの議論のほうがストレートではあるのですよね。要求水準というのは、もちろんマージンの考え方等は、規制当局と事業者との間で姿勢に違いがあるのは当然のことではあるのだけど、国によりますけど、諸外国では我がサイトにはこの要求は適用除外になってふさわしいべきであるという主張があったり、こういう要求水準は過剰なので、再検討してほしいとかという議論というのがあるのだけど、国内では一切ないのですよね。それでいて、迅速化と言っているところに、何か不自然さがあるような気はします。

ただ、一方で東京電力福島第一原子力発電所の事故もあって、また地域の了解を得たりすることに様々な困難がある中で、要求水準に対する見解を打ち出すことが事業者にとって難しいということは理解はしますけれども。本来、要求水準に対して双方が、特に事業者側がフラंकに言える状況にならないと、なかなか審査の効率化についても決

定的な解は出てこないように思います。

○記者 ありがとうございます。もう一つ伺います。

首相や自民党の議員の一部が効率化を求めていたわけですがけれども、今回の取りまとめを行った内容は、それになうものだと考えられますでしょうか。

○更田委員長 委員会でも発言をしましたが、しかもまた質問の中で何をもってかなう、かなわないというのは必ずしも定かではありませんけども。いや、無関係のものだけにかなうもかなわないもないと思います。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。ヒロエさん、お願いします。

○記者 すみません、共同通信のヒロエです。

今日の定例会合の議題にはちょっと関係ないのですが、六ヶ所再処理工場のことで御質問ありまして、今日原燃が臨時会見を開いて、恐らく22年上期って言っていた竣工時期について見直しのお話が出る、断念するという話が出ると思うのですが、今後の設工認の審査の見通しと、あと、2020年の12月に申請出されて、3分割の申請の中で、まだ1個目も終わっていないような状況で、なんでこんな時間がかかっちゃっているのかなという辺りも含めて、設工認の審査の見通しを教えてくださいませんか。

○更田委員長 六ヶ所の設工認については、あらかじめ懸念があったわけですよ。あれだけの多くの機器がある設備なので、よほどうまく考えないと、設工認と、それからそれに続く使用前確認にもすごい時間がかかると。ですから、よほど工程と、それから規制側のアベイラビリティとうまく組み合わせてスケジュールを立てないとと言っていましたけども、その懸念が消える状況にはなっていない。

しかも1回目の設工認が終わらないと、余り見通しして立たないんです。1回目の設工認が終わった時点で、残りがこういうやり方でいけるという見通しが持てるのだろうと思いますので、今の時点では見通しが持てるものではないと思っています。

○記者 規制当局としては余り興味ないかもしれないですけど、竣工時期については何か見通しなり、あるでしょうか。

○更田委員長 設工認の完了に見通しが持てないので、竣工に私たちが見通しを持てるわけではないです。

○記者 ありがとうございます。

それとあと、再処理関連で東海再処理施設のほうの御質問もありまして、先日、白金族が堆積する数値が上限を超えたということで、ガラス固化作業を中断しましたが、これについて受け止めをお願いできますでしょうか。

○更田委員長 これはある意味、予想がされていた。白金族が付着して、抵抗値が下がってというのは、これまでも経験していることで、これを回避するために熔融炉の形状であるとかを工夫したりというようなことは続けられてきているので、全く予想外というわけでは決してなくて、そうなったら研るか何かして、次のステップへ行かなきゃなら

ないというのは、ある程度予想されていたことだと思っています。ですから、驚いたというわけではない。ただ、もうやっているうちに白金族がどんどん溜まってくというのは経験上知られてるので、いよいよそうなっちゃったかというのが受け止めですけれども、そうなったときの対処がすぐできるかですよね。それから、次の溶融炉に、なかなか難しいですかね。交換のタイミングであるとか、そういったものを考えていく必要があるのだらうと思います。

東海再処理については、いずれにせよ東海再処理は難しい状況が続いているというふうに認識をしています。

○記者 昨日のチーム会合でも、3号溶融炉の更新を前倒しするかという議論は出たと思いますが、880本ガラス固化体を作らなくちゃいけない中で、まだ524本残っている状態で、それで3号溶融炉の運転寿命といいますか、何本作れるかというのが大体約500本だという話で。2号溶融炉がこのまま使えなくなったら、次はまたどうするのという話になってくると思いますけど、この辺りはどういうふうにお考えでしょうか。

○更田委員長 要するにヒロエさんの質問だと、4号溶融炉が視野に入ってきてっちゃうじゃないかと。単純計算上はそうになってしまうのだらうけれど、まだちょっと早いかなという気はしています。2号がこのまま使えなくなると、3号がスペックどおり500で止まっちゃうのだったら、ちょっと残るという結果になるので、そうだとすると、4号を考えておかなきゃいけない。

それから、今までの実績からすると、3号は本当に500本できるのということだってあるので。でも、まだ3号を投入する前に4号というかどうかというのは、ちょっと議論の余地があるだらうなとは思いますが。3号の運用に入って、だけでもJAEA（日本原子力研究開発機構）としては構えておく必要はあるのかもしれないですね。必要だとなったら速やかに行けるようにというのはあるのだらうと思いますが、まだちょっと4号までというのは時期尚早かなとは思いますが。

○司会 他に御質問はございますでしょうか。

ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

話は変わりますが、IRID（技術研究組合 国際廃炉研究開発機構）が2号機のデブリ取り出しについて、去年は1年遅れで今年の12月までに着手すると言っていたのですが、また再延期になりました。このことに対する受け止めをお願いします。

○更田委員長 ヨシノさんの質問は、2号機に関してはおっしゃっていますか。まず2号機ということに関して。

まず、今取り出しと言っているのは、取り出しの本番ではなくて、その前にとにかくちょっとでもいいからサンプル取ってこようという話ではあるのです。だから、まだまだいわゆる溶融デブリの取り出しという議論に関しては、正確に時期が言えるような段

階ではない。もちろん目標は掲げるわけですが、約束のようなものができるような段階に至っているとは言えないというのが私たちの認識です。

それからペDESTAL。例えば1号機でペDESTAL見てきても、ペDESTALでコンクリートが剥落しているようだ。ただ、その範囲もまだ、視野が限られていて見えない。下部ヘッドのCRD（制御棒駆動機構）の周り等を見上げられることができたのも、まだ1号機ではそれすらできていない。それから考えて、デブリの取り出しの予定が、と言われても、今の段階で立てた短期的な目標の達成が難しくなったということであって、まだまだ時間的な約束というスケジュールが立つような技術的な段階では、そもそもないというのが私の認識です。

○記者 もう一つは3号機についてです。

最初は冠水すると言って、冠水が格納容器、PCV（原子炉格納容器）がぶっ壊れているので難しいとなったら、気中工法と言い、そしてまた改めて、この水冠するのだけでも、建屋全体を何か別のもので覆って、水冠するというようなことを突然何かIRIDが言い出したみたいなのですが、この辺についてのお受け止めと実現可能性について、何かありましたら教えてください。

○更田委員長 今、ヨシノさんおっしゃったものは、突然では決してなくて、ずっと議論されてきたものではあると思っています。というのは、現に規制委員会、規制庁の中でも、全体を冠水させることはできないのかというような議論は、もう本当に日常的にというところとちょっと大げさですけど、議論をしてきたし。確かに私も何度か会見でお話をしていますけど、気中工法って本当に可能かって。遮蔽がないわけですから、人工的に何か水以外の遮蔽を設けて、あるいは完全遠隔でやらないと、あの放射線場の中で物に取りつくことなんてできないので、気中工法には遮蔽の難しさがあります。

一方、今回出てきた全体を冠水させる工法について言うと、二つ鍵があって、本当に冠水させられるかというのが一番難しいところで、四方に大きな壁を造りますけども、そこに水入れていって、本当に床に抜けていくところがないのかという、止水が可能なかどうか。あれをやろうとすると、床部分に関しては、例えば水中で固化するようなコンクリートみたいなものを流し込むというのも手段ではあるけど、それで本当に止まるかどうかは鍵で、そもそもではありますけど、1番目は本当に冠水させるかどうか。一番怖いのは、これは実はやってみないと分からない可能性が高い。

2番目は、高いレベルまで水面を上げた冠水ができたとして、耐震性を持たせられるかということで、取り出し中に漏れるようになったら、そこから水がいつてしまう。そんなに水の汚染強度が高いとは思わない、濃度が高いとは思わないけれど、それにしてもやはり作業がそこで止まって、今度また止水に向かわなきゃならなくなるので、いずれにせよ止水できるか。平時もそうだし、地震にあっても、なお漏水してしまわないような構造が造れるかどうか、シンプルではありますけど、一番の鍵だと思います。一方で、遮蔽上はかなり楽になるので、メリットの大きな工法ではあると思います。

ですから今、原子炉建屋、タービン建屋のドライアップへ向かって、これは今、炉心に水かけていますけども、あれを止めなきゃいけないですが、あれを止めて、その上でドライアップできるか。それで、ドライアップして、その上で何かコンクリ流し込んで、底部の止水ができるかどうかを確認しつつ、提案のあった工法が可能かどうかを見ていくということになるだろうと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それではマツザキさん、お願いします。

○記者 産経新聞のマツザキです。はじめまして。

今回、規制委員会発足10年というところで、東京電力の福島第一原発の処理水、汚染水について少し伺いたいのですが、これまで当初、貯水タンクから漏えいしたりという、いろいろ試行錯誤があった一方で、その後ALPSといった浄化設備の整備とか、凍土壁の造成、それから現在は海底トンネルというのを整備していると思うのですが、この10年で管理手法とか知見に大きな進展というのがあったのかなというふうに思っているのですが、この10年間、発足以来携われてきた委員長として、この汚染水処理水に関して、これまでの取組みの所感みたいなところを大きく伺えればなと思っています。

○更田委員長 一番大きなターニングポイントになったと思われるのは、原子炉建屋、タービン建屋に滞留している汚染水の濃度を下げることができたところが、一つのポイントだと思っています。これ、あんまり注目を浴びてはいないのだけども、実際漏出してしまったら困る、滞留している水の濃度を十分に下げることができた時点で、いわゆる環境に対するリスクは格段に下がったので、循環形式ではあるけれども、滞留水、貯留している水ではなくて、溜まってしまっている水の濃度を下げられた時点が非常に大きなポイントであったと思っています。それに至る過程では、処理後の水を貯留してるものからの漏洩ですとかそういったものはあったけれども、工夫することによって改善がずいぶん図られたし、あとは今ようやく、その処分に向けた計画が進んでいるわけですが、当初ここまで時間がかかるとは思わなかったというのが率直なところですが、ただし、これは苦渋の選択であるだけに、時間がかかったというのも理由があったことだろうというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにご質問ございますでしょうか。

共同通信のエンドウさん。

○記者 すみません、話題はがらっと変わりました、ザポリッジャ原発についてお伺いします。IAEA（国際原子力機関）が先日、報告書をまとめまして、ロシア軍の駐留の実態について、原子力事故に繋がる脅威になっていると指摘しています。また、今日の情報

ですと、6号機の出力が大きく下がっているというような情報が入っています。かなり危機的な状況には変わりはないと思うんですが、こうした状況について、どのように捉えられていらっしゃるのでしょうか。

○更田委員長 本来であれば、止めたいところではあるんですが、止めるには要件があって、止めてしばらくの間は外部から電力が供給されていなければならない。それが難しい状況にある。例えば、DG（ディーゼル発電機）が確実に十分な電力を供給し続けるという確信が持てるんだとしたら、それは止めたほうが、その後の大きな被害みたいなものを回避しておく上では有効ではあるんだけど、戦時、ああいった状況下でそれが見通せる状況にはないと。他号機の冷却も含めると、やっぱり一つ動かしておいたほうがという選択はあるんだろうと思いますけど。そういった意味で外電が失われた時点でもう綱渡りといえれば綱渡りです。というのは、通常で考えれば十分な数の非常用電源なりが備えられているから、外電喪失イコール事故という形には決してならないけれども、外電が失われた時点で今度は非常用の電源を守らなきゃならないわけだけど、それが本当に守り切れるのかというのは、これは原子炉側の話ではなくて、戦時においてこれが守れるかという話なので、やはり危険な状態にあることには変わりないと思っています。IAEAの存在が原発に対する攻撃を和らげる結果になってほしいと思いますけれども。技術的にできることというのは少ないので、本当に原発に対する攻撃が和らいでくれないとなかなか今の綱渡りの状況というのは脱しにくいというふうに思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、新潟日報、エンドウさんお願いします。

○記者 新潟日報、エンドウです。よろしくお願いします。

先週の水曜日の臨時会合の関係で伺いたいんですけども、柏崎刈羽原発に関して照明設備がその外部電源喪失時に十分な明るさを保てなかったというようなことを、規制委、東電が公表しましたけれども、この事案について改めて委員長の見解を伺いたいのと、緑とのことですけども、この事案がいわゆる追加検査に与える影響というのはどうお考えでしょうか。

○更田委員長 これはまだ臨時会合で報告を受けて、いずれ公開の会合でも公開できる部分についてお話することになるんだろうと思いますけれども、そうですね、事案について言うと、東京電力自らが問題ありという認識を持った。それをやりとりの中でというところがあるんですけども、これ実は規制委員会、規制庁側にも教訓のある事例なんですよ。というのは、核物質防護に係る重要な設備の電源がどうなっているかというのは、PP（核物質防護）規定の中で見ているので、うちのPP部隊が見ているんですよ。ところが、安全上重要な施設の電源系統がどうなっているかって、設置許可の中で、設置変更許可を行う中でうちの審査チームが見ているんですよ。なんでこんなことをしているんだろうと。審査チームのほうがずっと大きな部隊で、あらゆる安全系統から何から

常用母線から非常用の母線、それから、それぞれの非常用の電源等々について見て、審査をしているんだけど、PPに係る機器はPPのほうでというので、これは規制側も改めたほうがいいかなと思うのは、改めたほうがより多くの目が、そのPP用の電源についても見張ることになるので、審査の進め方に関して、特に核物質防護に係る審査の進め方に関して、規制当局に対する教訓を与えてくれた事例だというふうに思っています。

それから、一方、規制当局がこうやって分けて見ていると、東電のほうも分けて対応することになるんですよ。そうすると、やはり核物質防護の機器に関する電源について考える人間は東電のほうでも少なくなっちゃう。ですから、私たちのアプローチがPPに関わるものを過剰に特殊化してしまって、それがために事業者側のPPに対するアプローチを、また一部の限られた人のものにしてしまって、その結果、電源等についても、気づくのが遅れるという形になるのではないかと考えていて、必ずしも、だから東京電力は悪くないというつもりはないんですけども、これもPPを特殊視することの弊害の一つだというふうに今回の事案については思っています。

○記者 ちょっとよく分からなかったんですけども、つまり、規制委員会側も見逃していた部分があるということですか。

○更田委員長 そうではなくて、例えばカメラがあるとしますよね。安全上必要なカメラ、例えば、火災とか何とかなのためのカメラとする。そうすると、それは設置許可変更の中で審査チームが見ているわけです。ところが、人が入ってこないだろうか、不審者が入ってこないかを見張るためのカメラがあるとしますよね、これの電源はPPチームが見てる。これって、どうよ。PPの機器の構成がどうなっているかというのは、これは公にできないから、その情報を制限しなきゃならないのは事実なんだけれども、例えば電源であるとか、火災であるとか、そういったものにはそれぞれ知識経験を備えた審査官がいるわけだから、そんな小さなPP、PPだって決して小さくはないんだけど、でもPPチームがPPの機器だから、PPチームが見ます。安全の機器だから、審査の中で審査部隊が見ますと。このやり方をすると、それぞれもう見る者の目の数が減ってしまうので、これってPPの特殊視からくるものなんですよ。元々、別の組織が規制していたからというものもあるのかもしれないけど。これは今回、本当に同じ電源の話なのに、なんでここの電源になったら急にPPのチームが見ているんだというのに気づいて、これだけ規制当局が安全と、それから核物質防護を区別して扱ってしまうと、申請者、事業者側も、審査対応部隊とPP対応部隊となってしまって、これの弊害は大きいと思います。ですから、見落としがあったというよりも体制は改善の余地があったと思っています。電源は電源で一括してみるというのは、よほど効率的だし、さらに言えば、仮に何か欠けているところがあったとしても早く気づくと思いますので、これはちょっと議論を経てからのことになるだろうし、組織変更というか体制変更、兼任かけるとかどうせそういうことになるだろうけど、規制当局側も、監視のあり方に学ぶべきところもあるし、そこを改めれば事業者の姿勢も、自ずと改められる部分があると思います。

- 記者 ありがとうございます。すみません、改めてですけれども、元々の追加検査に与える影響というのは、この事案に絡んで何かあるというわけではないでしょうか。
- 更田委員長 そうですね、前回の臨時会合で聞いた限りでは、追加検査に直接のインパクトがあるとは思わないですけれども、ただ、まだ事案について報告を受けた段階で、また追加検査に関しても、これから取りまとめにかかっていくのでインパクトが今後全くないかどうかというのは、ちょっと申し上げようがないですけれども、今のところ、直接の影響は感じていません。
- 記者 それとすみません、先ほどのその話と関連するのかなとも思うんですけど、また柏崎刈羽で核物質防護の不備かというふうにどうしても受け止めてしまうんですけど、また同様の同種の不備というか、あったのかというふうにこちらとしては受け止めてしまうんですけれども、そのあたりはどういうふうに委員長は理解というか、認識でしょうか。
- 更田委員長 それはおっしゃるとおりだと思いますよ。私たちもまたKK（柏崎刈羽原子力発電所）かと思っているんですよ、それは。だけど、KKの追加検査をずっと進めていますから、そうすると、侵入検知装置の、例えばエラーであるとかというもののデータも他電力も含めて随分追加検査チーム調べてくれましたけど、やはり検査に入る前の、そのKKには、核物質防護に関して明らかに特殊なところがあって、それが侵入検知装置であるとか、あるいはIDの不正利用であるとかってたまたま二つの形をとって現れたけれども、核物質防護全体に関して、その管理体制を含めて柏崎刈羽には問題があったという認識を改めて持っています。ですから、2事案、IDの不正利用と、それから侵入感知装置の件だけをもって特別検査に入っているわけではなくて、核物質防護全体を見るつもりで検査に入っていますので、やはりおっしゃるように、これもこんなものというのは率直なところですよ。
- 記者 ありがとうございます。
- 司会 ほかにご質問ございますでしょうか。
- ササキさん、お願いします。
- 記者 朝日新聞のササキと申します。
- また、今日の議題2の話に戻ってしまうんですけれども、審査効率化をテーマにした経営層との意見交換の中で、事業者からは必ずしも審査会合でない場で論点を示してほしいというような意見もあったかと思うんですけれども、その透明性の観点から、あくまで審査会合を増やすことで対応するという事でまとまったのかなと思います。こういった議論があってこういう取りまとめになったということについてのご所感を願います。
- 更田委員長 論点提示を審査会合でやるか、あるいは論点提示をヒアリングでも提示してほしいということであつたらヒアリングを公開にするか、どちらかですよ。いずれ

にせよ、私たちは論点を提示したり、何らかの見解判断を伝えるときは公開でやりますというのは、これは基本線として変えないということです、ですから、公開でやるものを審査会合と呼ぶか、ヒアリングと呼ぶかというのは、これは呼び方の問題であって、必ずしも委員が出席しなくて、それこそ審査チームの数名と少数名と申請者の少数名とがやりとりをしても構わないわけですよ。今後のスケジューリングだとかそういったものも含めてというのがあれば、もう少数人同士での審査会合というのを持ってもいいんだと思います。それが今回、やりとりした上で、そういったことも可能になるようにしていこうというのが、今の時点です。

○記者 分かりました。もう少し広げてお伺いしますが、規制委が発足してまもなく10年となりますけれども、その会議でしたり会合を原則フルオープンでやってきたことの意義というのを改めて振り返って、どういうふうにお感じになっているのでしょうか。

○更田委員長 そうですね、メリットは随分あったと思います。かつて申請する側にいた、研究炉ですけれども、申請する側にいたこともありますけれども、なかなか議論する相手の顔が見えないと、議論って進まないところがあって、個人名で名を名乗ってその人の技術的見解として伝えてもらうということに関しては、議論が明確化するという意味でメリットがあるし、それから、規制委員会、規制庁の職員にしても、自らの名前で自らの知識・経験・判断を伝えるんだというのは、姿勢を正していく上でも、実行の価値があったと思っています。デメリットは特に感じないですね。非公開でないとできない議論というのは、特に安全上制約があるわけではないので、公開でやってきて特にそれに制約を受けたことはないというふうに思っています。

○記者 分かりました。まさしく福島第一事故の教訓で、規制の虜というふうに批判された規制当局を変えようという流れの中でフルオープンというのが一つの柱でもあったのかなと思うんですけれども、今、結構、政府内から規制の効率化だっただけの声が高まっている中でフルオープンの意義という、その観点からするといかがでしょうか。

○更田委員長 フルオープンというのは、規制当局を守るための手段なんです。身の証を立てているわけですから。結局、審査を非公開でやったときに、事業者におもねっているのではないかと。取引をしているのではないかと。言われたときに、身の立てようがないですよ。公開でやっている限りにおいて、これは透明性とか公開性というのは、フェアで公正であるということを守るだけではなくて、そもそも規制当局を守る上で、私たちが身の証を立てる上でも重要なものなので。透明性というのは、自分たち自身のためのものだというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

私から最後に1点お伺いしたいんですけれども、先ほどの質問とも少しかぶるんですけれども、あくまで立証の指導は規制の役割ではないのではないかとというのが一般的に言われているという御発言を今日の委員会の中でされていたと思うんですけれども、いわゆる4月ですね……。

○更田委員長 冒頭に言われた単語が聞き取れなかったので、もう1回お願いします。

○記者 失礼しました。

今日の委員会の中で、立証の指導は規制の役割ではないということが一般的に言われているというご発言があったこと、新しい体制で議論してはどうかというご提案があったかと思うんですけれども、いわゆる北電の泊スペシャルという論点整理を行ったという、これについては指導には当たらないということなんでしょうか。

○更田委員長 泊のケースは指導までいかないと思います。火山灰が見つからなかったときに、火山灰に変えてどういう立証をとというのは、随分、議論がありましたけど、議論の中から北海道電力は選択をして、まだそれで足りないといってあの段丘編年等々含めて多少の試行錯誤があったわけですけれども、特にこうやればというふうにこちらから北海道電力に伝えたわけではないので、泊のケースは立証プロセスの指導というのには当たらないというふうに思います。

○記者 どちらかという、その後の規制当局側として論点整理をしたということについてお伺いしたかったんですけれども、そこも指導は違うということ……。

○更田委員長 あくまで明確化だと思います、あれは。

○記者 どういうふうな違いがあるんでしょうか。

○更田委員長 そうですね、今まで私たちが明確にこれを要求したつもりであるとか、あるいは明確にこういう見解でいるとっているつもりなのが、随分時間が経ってから向こうに確認してみると、申請者に確認してみると、申請者は必ずしもそう思っていないというケースがあるので、それぐらいだったら我々の問題意識を文書化して、相手に示していこうと。これは北海道電力に始まったわけではなくて、例えば1F検討会（特定原子力施設監視・評価検討会）では随分前から、本日の検討会の結論であるとか、決めたこと、決まったことというのを会議の最後にスライドを映して、確認していこうよと。そうでないと、なかなか言ったつもりなのが聞いてないになるのというようなやりとりがあったんですね。審査会合はもっと技術的に輪郭が明確な議論をしていると思っていたので、なかなかその工夫をするまでもないと思ってたんですけれども、それでもやっぱり当方が言ったつもりなのが先方に伝わっていないことがあるので、それであればやはり節目節目ないしは毎会合で文書化して、今日伝えたこと、今日受け止めたこととやれば、そういった行き違いがなくなるだろうというのが、特に北電の泊以降で進めようとしている工夫です。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかにご質問ございますでしょうか。

ヨシノさん、今挙げられていますけれども、ほか、まだ質問されていない方、よろしいですか。

では、まずマスイさん、その後、ヨシノさんで終わりにしたいと思います。

マスイさん。

○記者 先ほど質問もあった3号機の建屋丸ごと冠水工法についてなんですけれども、止水や耐震性というのがポイントというか、注目ということをおっしゃっていました。今、福島第一の敷地の中では、約30mの井戸を掘って水汲み出しとか、かなり深くまで地下水があるような状態で、地下にトンネル掘ってそこに水が通じないようにするとか、あと、タービン建屋4号機が近いので、作業の邪魔になった場合は、撤去する必要性があるというのも東京電力は言っていて、一方でメリットとしては、遮蔽できる放射線を遮蔽できるということと、汚染水をこれ以上増やさなくて貯めておけるというのか、そういう利点もあるようなんですけれど、実現可能性はどのぐらいあるとお考えでしょうか。

○更田委員長 個人的には、いい工法だと思っているんですよ、個人的には。ただ、急がば回れ的なところがあって、十分な時間が必要なのと、それから何よりも、十分な投資が必要、要するに、お金がかかります。設計段階での議論になるんだろうと思いますけれども、十分な投資をしてめっちゃめっちゃがっちりしたものを造るんだったら、その後の作業は作業の方々にとっても、気中工法よりは楽になるだろうと思います。ただ、それから気中というよりはむしろ、今の原子炉建屋の底面に対して、完全なドライアップじゃなくて多少の水が残る状況でもう固化させてしまって、そしてトール室に至るぐらいまで固めちゃって、その上で、四方にごっつい壁造って、徐々に冠水させていく。相当にしっかりした施設を新たに造ることになるし、そして、やってみたら、できないという可能性だってある。だけれど、気中でチャレンジし続けるよりは、私は結果的に近道ないしは安全な道なんじゃないかなって、今の時点では期待を持っています。

それから、おっしゃった4号機に関して言うと、確かにおっしゃるとおりです。スペースが限られていて大きな重機等が寄り付かなきゃならないので、4号機もそうだし、スタック、3、4のスタックだとか、解決しなきゃならないものはいくつもあるんです。あるんですけれども、やっぱり検討してみる価値、少なくとも今の段階では検討の選択肢の一つですから、検討してみる価値は十分にあると思っています。

○司会 それでは、最後、ヨシノさんお願いします。

○記者 どうせ来週柏崎刈羽のことを定例会でやると思うので、事前にお伺いしておきたいことがあります。大体3年で200億円のハードウェアということを東京電力も提案していて、その中身の具体的なことをいくつか提示してきていると思うんですけれども、そういうことを評価した上で、来週はどんなことに踏み込んでいかれるというお考えでしょうか。

○更田委員長 来週の議論は、KKの状態が今どうであるとか東電の提案がどうであるかということには、多分あんまり触れないことになると思っています。むしろ、私たちはこの水準を満たしてほしいという、その水準である、そういったものについての議論をしていこうというふうに思っています。

○記者 それは運転禁止、事実上の運転禁止命令を解除する要件として必要なものとしてはこういうことが必要なんだということを提示していくということでしょうか。

○更田委員長 そうですね、要件というと、人によって持つイメージがばらつく部分があるんだろうと思っていますけれども、ただ、概ねやっぱりゴールラインを東電の詳細を聞いてからゴールラインを設定するって変じゃないですか、ある意味。もちろん追加検査を進めてきて、ある程度、今のKKの状況をつかめるようになってきたからこういった議論ができるのは事実ではあるけれども、検査区分を戻せるかどうかであるとか、あるいは命令を解除できるかどうかというような判断をするに先立って、規制委員会としてはこれが達成されているべきという水準、それをヨシノさん要件とおっしゃったけど、それに近いことが議論できればなというふうに思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—